


卷 末 資 料

---





# 第1 環境基準等一覧

## 《大気汚染関係》

### 1 二酸化硫黄等（環境基準）

#### (1) 環境基準及びその達成期間

(昭和 48. 5. 8 環境庁告示第 25 号 最近改正 平成 21. 9. 9 環境庁告示第 33 号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下、かつ、1時間値が0.1 ppm以下	維持又は5年以内において達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天びん法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを超える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法
微小 粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による質量濃度測定方法 ②①の質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和 53. 7. 11 環大企第 252 号、昭和 53. 7. 17 環大企第 262 号、昭和 54. 8. 7 環大企第 310 号）。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC（昭和51.8中公審答申）。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m<sup>3</sup>（昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」）。

(2) 評価方法

(昭和 48.6.12 環大企第 143 号、昭和 53.7.17 環大企第 262 号、平成 21.9.9 環水大発第 090909001 号ほか)

区分	適用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO <sub>2</sub> 、CO、SPM、NO <sub>2</sub> 、PM <sub>2.5</sub> の年間にわたる測定結果を、1日平均値の高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。

- 備考 1 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。  
 2 測定年間6,000時間(PM<sub>2.5</sub>は250日)未満の測定局は、長期的評価の対象としない。  
 3 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。

2 有害大気汚染物質(環境基準)

(平成 9.2.4 環境庁告示第 4 号、最近改正平成 30.11.19 環境省告示第 100 号)

物質	環境上の条件(環境基準)	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した試料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下		

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。

《水質汚濁関係》

1 環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号・改正平成 23.10.27 環境省告示第 94 号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.003 mg/L以下	検出されないこと	0.01 mg/L以下	0.05 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.04 mg/L以下	1 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下

項目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	10 mg/L以下	0.8 mg/L以下	1 mg/L以下

項目	1,4-ジオキサン
基準値	0.05 mg/L以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 に乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46. 12. 28 環境庁告示第 59 号・改正平成 25. 3. 27 環境省告示第 30 号)

① 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100m/L 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。  
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。  
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。  
 " 3 級：特殊な浄水操作を行うもの。  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

② 海 域

ア 全窒素、全リン以外の項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水 Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。  
 4 n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5mg/L

イ 全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ安定して漁獲される。  
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心として水産生物が多獲される。  
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
 3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度。

※78ページ(1)人の健康の保護に関する環境基準及び79ページ(2)生活環境の保全に関する環境基準について、環境基準が令和3.10.7環境省告示第30号で改正され令和4.4.1から施行されているが、第2部第2章の測定結果等が令和2・3年度実績を掲載していることから、令和3年度時点の環境基準を掲載している。

## 2 排水基準等

(1) 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（水質汚濁防止法第3条第2項）（昭和46.6.21総理府令第35条別表第1、最近改正令和元.11.18省令15）

（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（岩手県条例）第23条第2項）

（平成13規則第140号別表9、最近改正令和2.12.25規則74）

有害物質を含む要件（水質汚濁防止法第8条、第12条の3）

（平成元.8.21 環境庁告示第39号 最近改正令和2.3.30環告35）

有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	0.1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	0.04 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4mg/L	シス体にあつては0.004 mg/L トランス体にあつては0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002 mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006 mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002 mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.005 mg/L

備考 1 「検出されないこと。」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49.12.1）の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

(2) 生活環境に係る排水基準

(水質汚濁防止法第3条第2項) (昭和46.6.21総理府令第35号別表第2、最近改正令和元11.18省令15)

(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第23条第2項) (平成13規則第140号別表第10)

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排出する場合適用)	mg/L	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排出する場合適用)	〃	160 ( 〃 120)
浮遊物質量〔SS〕	〃	200 ( 〃 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	2
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3,000
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均60)
リン含有量	〃	16 ( 〃 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49.12.1)の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。



《騒音関係》

1 騒音環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

平成24年3月30日 県告示第246号

地域類型		環境基準値		
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	70 デシベル以下	65 デシベル以下
		2車線を超える道路の端から20m	備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## 2 騒音規制基準等

(1) 地域の指定（騒音規制法第3条第1項、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項）

特定工場等（騒音規制法第2条第2項）、騒音特定工場等（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項）、特定建設作業（騒音規制法第2条第3項）及び自動車（騒音規制法第2条第4項）から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定（告示） 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 48. 3. 30	昭和 48. 4. 1	盛岡市（旧告示 45. 2. 27）、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市（以上旧告示 46. 2. 26）、大船渡市、久慈市、遠野市
〃 48. 10. 30	〃 48. 11. 1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
〃 49. 3. 18	〃 49. 4. 1	北上市、二戸市
〃 49. 12. 14	〃 50. 4. 1	岩泉町
〃 53. 3. 10	〃 53. 4. 1	山田町
〃 54. 3. 16	〃 54. 4. 1	岩手町
〃 55. 3. 14	〃 55. 4. 1	雫石町、一戸町
〃 62. 3. 13	〃 62. 4. 1	紫波町
平成 5. 3. 23	平成 5. 4. 1	八幡平市
令和 3. 4. 1	令和 3. 7. 1	陸前高田市
合 計		14 市 10 町 1 村

指定地域（騒音規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域区分による。

地域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

備考 地域の指定については、法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが、地域の範囲は同一である。

(2) 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準（騒音規制法第4条第1項、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚農通運告示第1号）

（昭和48年3月30日県告示第423号、平成14年3月26日第306号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 午後6時から午後10時	午後10時から翌日午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(3) 特定建設作業の規制基準（騒音規制法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85 デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値  
 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。  
 3 2号基準から5号基準については、災害等非常事態の発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和48年3月30日 県告示第424号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域（第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、田園住居地域） (2) 第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域） (3) 第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） (4) 第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

(4) 自動車騒音の限度（要請基準）（騒音規制法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成12年3月2日 総理府令第15号）

（平成12年3月14日 県告示第214号）

	区域の区分	車線	基準値（単位：デシベル）	
	当てはめ地域		昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
a 区域	専ら住居の用に供される地域  第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	1車線 2車線以上	65デシベル以下 70デシベル以下	55デシベル以下 65デシベル以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線 2車線以上	65デシベル以下 75デシベル以下	55デシベル以下 70デシベル以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に隣接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を超える道路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事が公安委員会と協議して限度値を定めることができる。

(5) 拡声機騒音に関する規制（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 45 条第 1 項）

商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

① 店頭又は街頭に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前 8 時から午後 7 時までの間とすること。
- (2) 拡声機の 1 回の連続放送時間は 1 時間をこえないものとし、かつ、放送時間 1 時間につき連続 15 分以上の休止時間をおくこと。
- (3) 拡声機の設置場所は、地上 10 メートル以下とすること。
- (4) 2 以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50 メートル以上とすること。
- (5) 地上 5 メートル以上の位置で使用するときは拡声機を中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声機の真下から 10 メートル以内であること。
- (6) 幅員 8 メートル未満の道路においては、拡声機を設置しないこと。
- (7) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号）第 1 条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (8) 放送音量の基準は、音源直下の地点から 10 メートルの距離における地上 1.2 メートルの高さで 70 デシベル以下とすること。

② 自動車に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前 8 時から午後 7 時までの間とすること。
- (2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準第 1 条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (3) 放送音量の基準は、音源直下の地点から 10 メートルの距離における地上 1.2 メートルの高さで 70 デシベル以下とすること。
- (4) 1 地点における 1 回の連続放送時間は 10 分（幅員 6 メートル未満の道路上では 5 分）をこえないこと。

③ 航空機に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとすること。
- (2) 同一地域の上空での旋回は、2 回までとすること。
- (3) 放送音量の基準は、地上において 65 デシベル以下とすること。

(6) 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音に関する具体的な規制はないが、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では次のとおり夜間の静穏の保持を義務付けている。

① 何人も、夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下次項について同じ。）においては、道路その他の公共の場において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第 46 条第 1 項）

② 飲食店営業その他の規制で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。（条例第 46 条第 2 項）

◆ 夜間の静穏を保持すべき営業（条例第 46 条第 2 項）

- ① 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 項に規定する飲食店営業
- ② ボーリング場営業

参 考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年岩手県条例第 50 号）における近隣騒音等の規制

1 風俗営業に係る騒音及び振動の規制（条例第 8 条第 1 項）

法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 2 の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

2 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制（条例第8条第1項）

法第32条第2項において、準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

別表第2（第7条、第14条関係）

区 分	数 値		
	昼間	夜間	深夜
第1種低層住居専用地域等	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
商 業 地 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第1種低層住居専用地域等及び商業地域以外の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。  
 2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

《振動関係》

1 規制基準等

(1) 地域の指定（振動規制法第3条第1項）

特定工場等（振動規制法第2条第2項）及び特定建設作業（振動規制法第2条第3項）から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は次表のとおりである。

指定（告示） 年月日	施行年月日	市町村名
昭和53.3.10	昭和53.4.1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
〃 54.4.1	〃 54.4.1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
〃 55.3.14	〃 55.4.1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
〃 56.3.13	〃 56.4.1	雫石町、一戸町
〃 62.3.13	〃 62.4.1	紫波町
平成5.3.23	平成5.4.1	八幡平市
令和3.4.1	令和3.7.1	陸前高田市
合 計		14市10町1村

（現在、騒音の指定地域を有する市町村と同じである。）

指定地域の区域の区分は次表のとおり、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 特定工場等の規制基準（振動規制法第4条第1項）

指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は次のとおりである。

(平成24年3月30日県告示第245号)

区域の区分		基準値(単位:デシベル)			
		7	昼間	20	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60以下			55以下
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
田園住居地域					
第2種区域	近隣商業地域	65以下			60以下
	商業地域				
	準工業地域				
	鉱業地域				

備考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。

2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(3) 特定建設作業の規制基準（振動規制法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

(施行規則第11条)

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75デシベル	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後10時から 翌日の午前6 時まで	10時間	14時間	6日	日曜日その他の 休日

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 75dBを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は次のとおりである。

第1号区域 (昭和53年3月10日 県告示第335号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域 (2) 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

(4) 道路交通振動の限度（要請基準）（振動規制法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第12条）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前7時から午後8時まで	
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

《悪臭関係》

1 規制基準等

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、以下のとおりの規制が行われる。

(1) 地域の指定（悪臭防止法第3条）

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定した市町は、次表のとおりである。

なお、花巻市及び奥州市では、条例でも規制をかけている。

（令和4年3月現在）

指定（告示）年月日	施行年月日	市町村名
S49. 3. 18	S49. 4. 1	北上市
S49. 12. 14	S50. 1. 1	盛岡市、宮古市、釜石市、大船渡市
S61. 3. 14	S61. 4. 1	花巻市、久慈市
S63. 3. 15	S63. 4. 1	奥州市
H6. 3. 25	H6. 4. 1	矢巾町
合計		8市1町

(2) 規制基準

① 敷地境界線上における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号、第4条第2項第1号）

規制地域（悪臭規制地域）内における事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、次表のとおりである。

（平成24年3月30日 県告示第244号）

規制地域の区分	臭気指数
第1種区域 （規制地域のうち第2種区域以外の区域）	12
第2種区域 （規制地域のうち都市計画法の工業地域及び工業専用地域）	15



② 排出口における規制基準

◆ 特定悪臭物質（悪臭防止法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 (Nm<sup>3</sup>/h)

He : 有効煙突高さ (m)

Cm : 敷地境界線上の基準値 (ppm)

ただし、He が 5 m未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

※ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{(Q \times V)}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q (T - 288) \times (2.30 \log_{10} J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \times V)}) \times (1460 - 296 (V / (T - 288))) + 1$$

(これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Ho : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (m<sup>3</sup>/s)

V : 排出ガスの排出速度 (m/s)

T : 排出ガスの温度 (ケルビン=°C+273)

③ 排出水中における規制基準

◆ 特定悪臭物質（悪臭防止法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C<sub>Lm</sub> : 排出水中の濃度 (mg/L)

k : 下表の値

C<sub>m</sub> : 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

悪臭物質	流 量 Q (m <sup>3</sup> /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫 化 水 素	5.6	1.2	0.26
硫 化 メ チ ル	32	6.9	1.4
二 硫 化 メ チ ル	63	14	2.9

(注) メチルメルカプタンについては、0.002mg/Lを規制基準の下限とする。

2 臭気強度等

(1) 臭気物質の濃度と臭物強度の関係

(臭気物質濃度 単位：ppm)

	物質名	臭 気 強 度							
		1 やっと感知 できるにお い	2 何のにおいで あるかわかる 弱いにおい	2.5	3 らくに感知 できるにお い	3.5	4 強いにおい	5 強烈なにお い	
含 硫 黄 化 合 物	硫化水素	0.0005	0.0056	0.019	0.063	0.21	0.72	8.1	
	メチルメルカプタン	0.00012	0.00065	0.0016	0.0041	0.01	0.026	0.16	
	エチルメルカプタン	0.000017	0.00029	0.0012	0.005	0.021	0.086	1.5	
	硫化メチル	0.00012	0.0023	0.01	0.044	0.19	0.83	16	
	硫化エチル	0.00039	0.0033	0.0095	0.028	0.08	0.23	2.0	
	二硫化メチル	0.00028	0.0029	0.0092	0.03	0.096	0.31	3.2	
含 酸 素 化 合 物	アル デ ヒ ド 類	ホルムアルデヒド	0.41	1.9	3.9	8.4	18	38	170
		アセトアルデヒド	0.0015	0.015	0.047	0.14	0.46	1.4	14
		アクロレイン	0.03	0.14	0.29	0.63	1.4	2.9	13
		プロピオンアルデヒド	0.0015	0.015	0.046	0.14	0.45	1.4	13
		n-ブチルアルデヒド	0.00032	0.0029	0.0089	0.027	0.082	0.25	2.3
		イソブチルアルデヒド	0.0009	0.0079	0.023	0.069	0.21	0.61	5.3
		n-バレールアルデヒド	0.00071	0.0038	0.009	0.021	0.049	0.11	0.62
		イソバレールアルデヒド	0.00019	0.0011	0.0025	0.0059	0.014	0.032	0.18
	ケ ト ン 類	アセトン	30	110	210	400	760	1400	5200
		メチルエチルケトン	2.9	10	13	35	64	120	410
		メチルイソブチルケトン	0.17	0.68	1.4	2.8	5.5	11	45
	エ ス テ ル 類	酢酸メチル	7.3	21	36	61	100	180	510
		酢酸エチル	0.25	1.4	3.2	7.4	17	40	220
		アクリル酸メチル	0.0029	0.017	0.041	0.1	0.24	0.59	3.5
		アクリル酸エチル	0.0002	0.0013	0.0032	0.008	0.02	0.05	0.31
		メタアクリル酸メチル	0.15	0.47	0.82	1.4	2.5	4.4	14
		酢酸n-ブチル	0.066	0.5	1.4	3.8	10	29	220
		アクリル酸n-ブチル	0.00028	0.0027	0.0087	0.027	0.087	0.27	2.7
	脂 肪 酸 類	プロピオン酸	0.0024	0.013	0.03	0.069	0.16	0.37	1.9
		n-酪酸	0.000068	0.00041	0.001	0.0024	0.006	0.015	0.087
		イソ酪酸	0.0014	0.007	0.016	0.035	0.078	0.18	0.88
		n-吉草酸	0.0001	0.00045	0.00093	0.0019	0.004	0.0082	0.035
		イソ吉草酸	0.000053	0.00044	0.0013	0.0037	0.011	0.03	0.25
	脂 肪 コ ー ル 族	メチルアルコール	57	200	374	700	1300	2500	8600
		エチルアルコール	0.36	6.1	25	100	410	1700	28000
		イソブタノール (イソブチルアルコール)	0.012	0.22	0.93	4.0	17	74	1400
	芳 香 コ ー ル 族	フェノール	0.012	0.059	0.13	0.3	0.68	1.5	7.7
o-クレゾール		0.00038	0.0061	0.025	0.099	0.4	1.6	26	
m-クレゾール		0.00013	0.0024	0.01	0.044	0.19	0.81	15	
p-クレゾール		0.000042	0.0019	0.013	0.086	0.58	3.9	180	
ア ン モ ニ ア	アンモニア	0.15	0.59	1.2	2.3	4.6	9.2	37	
	メチルアミン	0.00095	0.0089	0.027	0.084	0.26	0.79	7.4	
	ジメチルアミン	0.00077	0.013	0.055	0.23	0.94	3.9	66	
	トリメチルアミン	0.00011	0.0014	0.0052	0.019	0.067	0.24	3.0	
	ジェチルアミン	0.03	0.3	0.95	3.0	9.5	30	300	
	芳 香 族 炭 化 水 素 類	トルエン	0.92	4.8	11	25	56	130	660
スチレン		0.033	0.17	0.38	0.84	1.9	4.3	22	
キシレン(o:m:p=1:2:1)		0.11	0.52	1.1	2.3	4.9	10	47	
o-キシレン		0.18	0.72	1.4	2.9	5.7	11	46	
m-キシレン		0.12	0.56	1.2	2.7	6.5	13	63	
p-キシレン		0.12	0.52	1.1	2.3	4.7	9.8	42	
イソプロピルベンゼン		0.015	0.11	0.29	0.79	2.1	5.7	42	
1,2,4-トリメチルベンゼン		0.028	0.22	0.6	1.7	4.6	13	98	
1,3,5-トリメチルベンゼン		0.036	0.29	0.81	2.3	6.5	18	150	
そ の 他	(配合ブテン)	1.1	4.2	8.1	16	31	60	230	
	イソブテン	6.5	20	35	62	110	190	590	
	テトラクロロエチレン	1.8	8.0	17	35	72	150	640	

注) 下線を付した物質は、現在悪臭防止法において臭気強度2.5~3.5に対応する濃度範囲内で規制基準が設定されている。

(2) 悪臭物質と主要発生源事業場

物質名	化学式	におい	主な発生源
アンモニア	$\text{NH}_3$	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	$\text{CH}_3\text{SH}$	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	$\text{H}_2\text{S}$	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	$\text{CH}_3\text{SSCH}_3$		
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CHO}$	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$		
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$		
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$		
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$		
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$		

《ダイオキシン類》

1 環境基準（悪臭防止法第7条）

（平成 11. 12. 27 環境庁告示第 68 号）  
（最終改正 令和 2. 3. 31 環境庁告示第 35 号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	JIS K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る)

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という）により測定した値（以下「簡易測定値」という）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

## 第2 用語解説

### 【あ行】

#### ○ 悪臭物質

大部分の人が不快に感じるにおいを悪臭という。悪臭の原因物質には、窒素化合物、硫黄化合物、脂肪酸等が多い。

悪臭防止法では、主要な原因物質のうち機器分析で測定可能な次の22種を、特定悪臭物質として個別に濃度を規制している。アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸。

#### ○ アメニティ (amenity)

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」など、ときには「環境保全」とも訳されているが、「人間的な 住み良さ」といった感じの言葉である。日本ではこのような思想の伝統が薄かったが、1976年のOECD（経済協力開発機構）の東京会議における指摘が契機となって、とくに都市環境整備の面で取り上げられている。諸外国におけるアメニティ保全施策の主なものは（1）歴史的風土の保存、（2）広告の規制、（3）樹木の保存、（4）デザインの規制などである。

#### ○ 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

硫黄 (S) の酸化物のことであるが、主として二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>、亜硫酸ガスともいう。) と三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>、無水硫酸ともいう。) が問題となる。硫黄又は硫黄を含有する燃料（重に重油）が燃えるときに発生するが、一般の燃焼排ガス中にはSO<sub>2</sub>の方が多く、大気中で酸化されてSO<sub>3</sub>となり、湿った大気中では水蒸気と一つになって硫酸ミストとなる。刺激性の強い腐蝕性のある有毒なガスで、単独でも呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などを起こすほか、動植物に悪影響を与える。ばいじんなど他の汚染物質との共存による相乗作用がある。

#### ○ 一酸化炭素 (CO)

無色、無臭の気体で、空気中で点火すると燃える。炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれているが、燃料や鉱石の還元で使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出される一酸化炭素である。一酸化炭素の毒性は血液中の血色素と結合してCO-ヘモグロビンを作り、血色素の酸素運搬力を奪うことによる。

#### ○ 一般廃棄物試験分別収集事業

通称：再利用ごみモデル収集事業。家庭から排出される燃えるごみのうち、プラスチック類や、紙類などを「再利用ごみ」として分別・収集し、(株)太平洋セメント大船渡工場のセメント製造の原料（燃料、焼却後の灰はセメント原料の一部）として再資源化する大船渡市独自の試験的な取り組み。

#### ○ 栄養塩類

炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、リン (P)、窒素 (N)、カリウム (K)、ケイ素 (Si) などの主要元素とマンガン等の微量元素のこと。

○ オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人や植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が、光（近紫外線）の作用で化学反応を起こして生ずるとされている。

○ 汚濁負荷量

汚濁物質が大気や水の環境に一定期間内に与える影響の総量を表す数値であり、濃度と総量（排出ガス、排水など）の積として算定される。

【か行】

○ 化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量のこと。この数値が大きいくほど、汚濁物質が多いことを示す。海域や湖沼の汚染指標として用いられる。なお、河川の指標には、生物化学的酸素要求量（BOD）が用いられる。

○ 化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧の影響を受け変性して燃料となったもので、石炭、石油及び天然ガスのことを総称している。

○ 環境基準

環境基本法第16条による定義は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。 (77 ページから 94 ページを参照)

○ 環境ホルモン

正式には外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱化学物質などと省略することも多い。「環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す（攪乱する）」という意味で、環境ホルモンと通称される。

○ 近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラー等の音のほか、学校、広場等から発生する音、飲食店などの営業に伴う音、ちりがみ交換などの拡声器の音等をいい、都市化の進展、生活様式の多様化に伴って各地で問題となってきた。

○ 下水道（公共下水道）

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式と、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

○ 公害

環境基本法（1993年）による公害の定義は、「環境の保全上のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することも含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘削によるも

のを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずること」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として、環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

○ 降下ばいじん

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもの。不溶性物質と溶性物質とに分けられる。

○ 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、その終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外の全ての溝渠、水路が公共用水域に包含される。

## 【さ行】

○ 再利用ごみモデル収集事業

一般廃棄物試験分別収集事業の通称。

○ 指標生物

生物はその棲んでいる環境に適応して生育している。したがって、ある地域について特定の生物又は生物群を取り上げて、その種類、数又はその状態を知ることにより、その地域の環境が標準的なものかどうかを総合した形で客観的に判定する尺度とすることができる。このような目的で利用する生物を指標生物と呼び、環境汚染を対象とした指標生物調査としては、水棲昆虫群による水質汚濁度の分類、コケ類を利用した大気汚染の判定、アサガオを指標生物とした光化学オキシダントの発生状況調査などがある。

○ 浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの排水を処理するもので、下水道計画等のない地域では生活排水の処理にもっとも適したものと見える。厚生労働省では補助制度を設けて浄化槽の普及を図っている。

○ 水生生物

川底や川石の裏などに生息している生き物のことで、肉眼で確認できる程度の大きさをして

○ 生活雑排水

人の生活に伴って排出される汚水で、し尿を除いたもの。人が一日に排出するBOD負荷量は40g/人・日で、内訳は、し尿13g/人・日、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が27g/人・日となっている。このため、生活排水による都市河川の汚濁を防止するためには、生活雑排水の処理が必要となる。

○ **生物化学的酸素要求量（BOD）**

20℃ 5 日間で微生物が、河川水や排出水中の汚濁物質（有機物）を分解するときに必要なとする酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

CODが海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

○ **全窒素（T-N）**

有機態窒素と無機態窒素（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。湖沼の窒素に関する環境基準になっている。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

○ **全リン（T-P）**

有機態リン（粒子性有機態リン・溶解性有機態リン）と無機態リン（オルトリン酸態リン・重合リン酸）のリン化合物全体のこと。全リンは湖沼・海域に環境基準値が定められており、全窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

**【た行】**

○ **ダイオキシン**

一般に、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDF及びPCDDにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。

廃棄物燃焼炉などで非意図的に生成される。PCDFは135種、PCDDは75種、コプラナーPCBは十数種の仲間があり、このうち毒性があるとみなされているのは、PCDFは10種、PCDDは7種、コプラナーPCBは12種の計29種類である。

○ **大腸菌数及び大腸菌群数**

水域に糞便汚染がある場合には、同時に赤痢菌やチフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となる。糞便汚染の指標として、温血動物（鳥類及び哺乳類）の腸管内に常在する通性嫌気性細菌の中で最も多い大腸菌が選択された。しかし、環境基準設定当時（昭和46年）の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術はなく、菌の同定には高度な細菌学的知識と複雑な培養技術が要求されていた。そこで、大腸菌が有する生化学性状のうち、①乳糖を分解して酸とガスを生成する、②好気性または通性嫌気性である、③芽胞を形成しない（無芽胞）、④グラム陰性である、⑤桿菌である、という5つに着目し、その性状を全て備える細菌群をもって大腸菌の代わりとした。この細菌群が大腸菌群であり、糞便汚染の指標として用いられてきた。

今日では大腸菌の培養技術は確立されていることから、令和4年度より公共用水域の環境基準に採用された。大腸菌数は、培養し培地に現れたコロニー（集落）の数により示され、基準値は90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とされる。

排水基準については大腸菌群数が継続して適用されている。



## ○ 地球温暖化

地球では、大気中に含まれる水蒸気（ $H_2O$ ）、二酸化炭素（ $CO_2$ ）、メタン（ $CH_4$ ）、対流圏オゾン（ $O_3$ ）、亜酸化窒素（ $N_2O$ ）などの温室効果ガスによって地球から宇宙空間へ放射される熱を逃がしにくくしている。地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素、メタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果、気温が上昇し、人類や生態系がその基盤を置いている気候が変動することをいう。

なお、地球温暖化対策推進法で、排出が抑制されているのは次の6物質である。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④HFC類 ⑤PFC類 ⑥SF<sub>6</sub>

## ○ 窒素酸化物（ $NO_x$ ）

$N_2O$ 、 $NO$ 、 $NO_2$ 、 $N_2O_5$ がある。燃焼によって発生するのは大部分が $NO$ で、排出後、次第に $NO_2$ に変化する。この両者が大気汚染物質として問題になってきた。

空气中又は燃料中の窒素に由来する。不完全燃焼状態では発生が少ないが、ばいじんや一酸化炭素が増加するので、低減対策が難しい。

$NO_2$ は環境基準が定められているが、都市部で達成率が低い。

東京都特別区などには、固定発生源の総量規制とともに、自動車排出ガスの上乗せ規制が適用されている。

## ○ 底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、含有物等を総称している。

## ○ テトラクロロエチレン（パークレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

繊維に対する作用がおだやかなので、ドライクリーニング用の溶剤として使われている。トリクレンと同様、焼却等により簡単に無機系の塩化物に戻すことができず、生物分解も困難であるため、環境中への蓄積、生物濃縮などが問題となっている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としている。

## ○ 等価騒音レベル（ $Leq$ ）

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルのことをいう。つまり、一定時間内の騒音の総エネルギー量の時間平均値をレベル表示（dB）した値。従来用いられてきた $L_{50}$ よりも、騒音に対する住民反応ともよく一致することから、近年、騒音環境基準を設定した諸外国では $L_{Aeq}$ を指標として採用するケースが多い。

## ○ 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法の中で、それぞれ「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を流す施設等が特定施設として定められている。

## ○ トリクロロエチレン（トリクレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

不燃性で、溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄の分野で多量に使用されている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としている。

## 【な行】

## ○ 75%水質値（75%値）

公共用水域の水質を表す方法として一般的に年平均値が用いられる。BOD等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態（低水流量異常の状態）の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられている。これは年間を通じて4分の3（75%）の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ はデータ数）の値を75%水質値としている。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

## 【は行】

○ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

浮遊粒子状物質のうち、直径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の超微粒子で、人体への影響がより大きいと考えられている。平成21（2009）年に大気汚染物質として環境基準が定められた。ディーゼル排気微粒子などがある。

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

粒径が小さいことから、気管や肺の奥深くまで入りこみやすく呼吸器系や循環器系の疾患を引き起こすことから、平成21年に環境基準が設定された。

発生源は、工場・事業場、自動車・航空機・船舶等多様であり、物の燃焼により発生する粒子状物質は主に微小粒子領域に属する。また発生源における一次生成のほか、 $\text{SO}_x \cdot \text{NO}_x \cdot \text{HCl} \cdot \text{VOC}$ 等のガス状の大気汚染物質が大気中での化学反応により凝縮・凝集して二次的に微小粒子が生成する。さらに我が国では硫酸塩や土壌粒子等の自然由来成分や海外からの移流による影響も示唆されており、総体的な大気中における組成や挙動、二次生成機構の解明等が課題となっている。

## ○ 富栄養化

湖水中に溶解性栄養塩（窒素やリン等の化合物）が乏しく生物生産の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩が多く、生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へ変化していく現象を富栄養化という。

富栄養化が進むと藻類など低次生物の異常増殖を招き、酸欠などにより、魚などの高次生物が死滅し、食物連鎖が断たれるとともに有機汚濁が進行する。

## ○ 浮遊物質（SS）

水中に懸濁している不溶性の物質を総称し、懸濁物質ということもある。水の濁りの原因となるSSには粘土、有機質、プランクトンのほか各種産業、生活排水中の微細な物質がある。測定は一定量の検水を探り、ろ過し、残留物を蒸発乾燥させて秤量して濃度を算出する。

## ○ 浮遊粒子状物質（SPM）

昭和48年に環境基準が設定され、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものとして定義されている。浮遊粒子状物質については、工場、事業場からのばいじん、自動車排出ガスだけでなく土壌、自動車の巻き上げ等発生源が多様であり、その汚染機構は明らかでない部分が多い。

SPMは粒径 $10 \mu\text{m}$ 以上の粒子を100%除去したものをいい、PM<sub>2.5</sub>や米国・欧州等で環境基準が設定されているPM<sub>10</sub>と分粒の定義が異なる。SPMをこれらの定義にあてはめた場合、概ねPM<sub>7</sub>に相当する。

## ○ フロン（クロロフルオロカーボン）

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。

冷蔵庫の冷媒、スチロール樹脂の発泡剤、電子部品の洗浄剤などとして広く使用されてきた。

大気中に排出されると成層圏のオゾン層を破壊して、地上に降り注ぐ紫外線を増加させ、生態系が多大な影響を受けるといわれている。また、代替フロンを含むフロンは、強力な温室効果ガスであり、その温室効果は二酸化炭素の数千倍以上となっている。

国際的な枠組みとして、オゾン層保護のため、昭和 62 年に「モントリオール議定書」が制定され、現在先進国では 1996 年までに CFC が全廃、HCFC が 2020 年までに生産中止されることとなっている。また、地球温暖化防止のため、1997 年の京都議定書により規制が行われている。

国内では昭和 63 年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」、平成 13 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定された。

フロン回収破壊法は、フロン類排出防止強化及び生産量削減のため改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」として平成 27 年 4 月 1 日から施行された。

## ○ 粉じん

広義には空気又はガスなどに含まれる固体の粒子をいう。

空気中に浮遊している固体粉子を浮遊粉じん（Dust）という。英国のビーバー委員会では粒子直径 1～76 $\mu$ m のものを Dust と分類している。また、日本では粒径 10 $\mu$ m 以下のものを浮遊粒子状物質、粒径 2.5 $\mu$ m 以下のものを微小粒子状物質として環境基準の対象としている。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。平成元年に「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分され、特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されている。

## ○ 閉鎖性水域

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。このような水域は有機物や硝酸塩、リン酸塩などの流入により富栄養化しやすく赤潮などの発生を招く。

## 【や行】

## ○ 有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に不当な被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム（Cd）及びその化合物、②塩素（Cl）及び塩化水素（HCl）、③弗素（F）、弗化水素（HF）及び弗化珪素、④鉛（Pb）及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められている。排水（汚、排水）に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①Cd 及びその化合物、②シアン化合物、③有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、④Pb 及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素（As）及びその化合物、⑦水銀（Hg）及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧PCB、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等 27 物質であり、それぞれ排水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。

## ○ 溶存酸素（DO）

溶存酸素とは一般に液相中（又は水中）に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。

〔淡水中の飽和溶存酸素量：14.2mg/L（水温 0℃）、9.8mg/L（水温 15 度℃）、8.1mg/L（水温 25℃）〕

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業廃水などにより汚染された河川の下流では有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し、溶存酸素は消費される、したがって、DOは試料の汚染の度合いを指示しているといえる。

また、魚介類や河川の自然浄化作用に関する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば魚介類や好気性微生物は死滅する。

## ○ 用途地域

都市計画法第8条1項に規定する用途地域には、次の13種類がある。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている。

それぞれの地域の指定目的は同法第9条に規定されている。

---

---

令和4年版 大船渡市の環境

令和5年3月 発行

発行／大船渡市市民生活部市民環境課  
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
TEL0192-27-3111

---

---